

法令および定款に基づく インターネット開示事項

会社の体制および方針 連結注記表 個別注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

神姫バス株式会社

会社の体制および方針、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.shinkibus.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄・未来創成」に則り、顧客、株主および地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性および効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めてまいります。

②体制の整備状況

当社におけるコンプライアンス体制として、常勤監査役に対し法令に定める取締役会への出席のほか、常勤役員会、常務会等への出席を義務付けており、コンプライアンスの観点から有効な意見を得ております。また当社では取締役の職務分掌を明確にするため、使用人兼務取締役、業務担当取締役、総括取締役を定めることができるほか、独立性の高い複数の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わるなど、効率化に努めております。

さらに当社では「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、使用人が法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。委員会活動として「コンプライアンス委員会」「ISO推進委員会」「CS・地域活動委員会」「安全管理委員会」を設置しており、一部のグループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。加えて、社内に「公益通報者保護法」に基づくヘルプラインを設置し、法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図るとともに、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する旨を定めております。

当社は、「取締役会規則」「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議または報告し、記録を残しております。各重要書類は各法令で定める期間保管しており、監査役会からの閲覧要請に備えております。

当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「危機管理マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。とりわけ、交通事業者として最も優先すべき安全対策については「安全管理委員会」を設置し、安全と安心の確保に努めております。

当社は、子会社の株主総会および取締役会において、重要案件の決議および業務執行についての報告を受けており、事業上重要な子会社は前述の委員会に参加させて適正に業務を行うための体制を整えております。

当社は、独立した監査部門による内部監査体制を充実させており、適正な牽制機能を果たしております。監査課長はコンプライアンス委員会に属し、監査チームを編成のうえ定期的に監査を行っております。また当社では、監査担当者の独立性を確保するため、異動および人事考課は常勤監査役の同意を要するものとし、職務執行時において不当な制約を受けたときは常勤監査役に報告し、排除するよう求めることができるとしてあります。

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、意見と報告を聞くことができることとしてあります。取締役は「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき」「取締役会の決議により委任を受けた事項を決定したとき」について、監査役会に説明することとしてあります。監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項およびレビュー結果の報告を受けております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識したうえで、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の向上を図ることを目指しております。

当社は、特定の株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、近時の資本市場においては、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な当社株券等の買付行為等（以下、「買付行為」といいます。）を強行するといった事態が生じています。今後もこうした買付行為を行う者（以下、「買付者」といいます。）による買付行為が十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の増大のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつ社会的責任を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CS（顧客満足）推進、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期計画によって進行されております。当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営を目指しております。

さらに、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

加えて、当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の当社第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、

常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

③基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み

当社取締役会は、買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、限られた期間内で買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様にご判断材料としての必要かつ十分な情報をご提供することが困難であります。

よって、当社取締役会では買付行為の是非を直接的かつ時間をかけてご判断いただく機会として株主総会を開催することが合理的であると考え、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として買付者に要請することが、株主共同の利益の確保・向上の実現に資するものと考えております。

また、公開買付け以外の方法による買付行為についても、当該買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、基本方針に照らして不適切な支配の防止のため、当社取締役会は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）を定め、旧対応方針に関する定款変更とともに、第123回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました。旧対応方針の有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）までとなっていました。旧対応方針の内容を一部変更のうえ継続する旨の議案を第126回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、継続後の旧対応方針を「本対応方針」といいます。）。これにより、今後、大規模買付行為については、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けが行われるべきことを大規模買付者に対して求めることとしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりであります。

- i) 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ii) 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得する場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、当該大規模買付情報を株主の皆様にご提供したうえで、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただきます。ただし、時間的、物理的に株主総会

招集通知に同封してお送りすることが困難な場合には当社ホームページ (<http://www.shinkibus.co.jp/>) にて、当該大規模買付情報を開示する場合がございます。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、取得した大規模買付情報等に基づいて可能な範囲において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール i) に従って、公開買付けが実施された場合には、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることになります。

公開買付けの方法による大規模買付者が大規模買付ルール i) を順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、大規模買付者および当社取締役会が定める一定の者は行使できないという内容の行使条件およびこれらの者以外の株主の皆様からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を上程します。

公開買付け以外の方法による大規模買付者が大規模買付ルール ii) を順守した場合、当社取締役会は、株主の皆様に対して、大規模買付情報を提供するほか、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、対抗措置の発動はいたしません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、対抗措置として、上記の内容の新株予約権の無償割当ての決議を行います。

④ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記「②基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、当該取組みは、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、①第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更議案および旧対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、その継続について、第126回定時株主総会においてご承認いただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合は、定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、②大規模買付ルール i) に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗措置を発動するかどうかにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、③有効期間を平成24年開催の定時株主総会までとし、その継続について改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、④当社定款に基づき、当社取締役会は、いつでも当該取組みを廃止することができること、⑤第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を反映することができることから、株主の皆様のご意思をより直接的に反映する仕組みとなっております。

また、当該取組みは、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、当該取組みは、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができ、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策またはスロー・ハンド型のいずれでもありません。

以上の理由により、上記「③基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	20社
主要な連結子会社の名称	神姫観光バス株式会社、神姫フードサービス株式会社 神姫商工株式会社、株式会社ホープ 神姫産業株式会社、株式会社エルテオ・ホーム
	なお、明石神姫タクシー株式会社は当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しておりますが、同社の清算終了日までの損益計算書については連結しております。
	また、株式会社エルテオ・ホームは、平成24年4月1日付で株式会社エルテオに商号変更しています。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	しんきエンジェルハート株式会社 他
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社 および関連会社の数	1社
会社の名称	株式会社山陽百貨店

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

会社の名称	しんきエンジェルハート株式会社 菱油商事株式会社 他
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

商品

売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

分譲土地建物

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料および貯蔵品

移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち連結計算書類作成会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

(ii) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。また、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

- (i) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ii) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iii) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iv) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
会計基準変更時差異（4,054百万円）については、12年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- (v) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (vi) 過年度雑収計上旅行券引当金 負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

- (i) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、全て金利スワップ特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
- (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利息
- (iii) ヘッジ方針 原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。
- (iv) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。

⑤重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

⑥のれんおよび負ののれんに関する事項

のれんの償却方法および償却期間 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5)表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、特別利益の「補助金」を「運行補助金」と「車両等購入補助金」に区分掲記して表示しております。この変更は、近年の公営バスからの路線移譲、過疎化や少子高齢化等の外部環境の変化に加え、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度が施行されたことに伴い、補助金の計上をより適切かつ明瞭に表示するために行ったものであります。なお、前連結会計年度の「運行補助金」は1,150百万円、「車両等購入補助金」は127百万円であります。

(6)追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

連結計算書類提出会社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当該連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、平成23年5月11日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことに伴い、同総会において同日までの役員退職慰労金については打切り支給することとし、対象役員の退任時に支給されることが決議されました。これにより、役員退職慰労引当金残高を取崩し、打切り支給額の未払分206百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物および構築物	1,263百万円
車両	9百万円
土地	3,132百万円
投資有価証券	435百万円
差入保証金	90百万円
計	4,932百万円

担保に係る債務

長期借入金	1,920百万円
受入保証金	324百万円
支払手形および買掛金	91百万円
預り金	26百万円
計	2,361百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,579百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,860,000	—	—	30,860,000
合計	30,860,000	—	—	30,860,000
自己株式				
普通株式(注)	699,997	5,435	—	705,432
合計	699,997	5,435	—	705,432

(注) 自己株式の普通株式の増加5,435株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年6月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	75	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月8日 取 締 役 会	普 通 株 式	75	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年6月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	75	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。なお、一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金および預金	5,619	5,619	－
(2) 受取手形および売掛金	1,855	1,855	－
(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	2,792	2,792	－
(4) 支払手形および買掛金	(1,069)	(1,069)	－
(5) 短期借入金	(309)	(309)	－
(6) 未払金	(3,114)	(3,114)	－
(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(2,268)	(2,271)	3
(8) デリバティブ取引	－	－	－

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金および預金、ならびに(2)受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、FFF(フリー・ファイナンシャル・ファンド)の時価につきましては、短期

間で決済される性格のものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形および買掛金、(5) 短期借入金、ならびに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額98百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設、オフィスビル、賃貸住宅等(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,989	14,552

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,046円50銭
(2) 1株当たり当期純利益 44円02銭

7. その他の注記

(圧縮記帳)

国・兵庫県・姫路市等より受入れた地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金および運輸振興助成金により、建物0百万円、機械装置および工具器具備品1百万円、車両31百万円、ソフトウェア6百万円取得価額を圧縮しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

分譲土地建物

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。また、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,810百万円）は、12年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 過年度雑収計上旅行券引当金

負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、全て金利スワップ特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

③ ヘッジ方針

原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6)表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「未払消費税等」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示することになりました。

(損益計算書)

従来、特別利益の「路線維持費補助金等」に含めて表示しておりました「バス対策（県単独路線維持）費補助事業補助金」および「生活交通路線維持費補助金等」、ならびに特別利益の「団地等運行補償金」に含めて表示しておりました「市町からの運行補償金」を「運行補助金」に表示変更しております。また、「路線維持費補助金等」に含めて表示しておりました「運輸振興助成金」および「団地等運行補償金」に含めて表示しておりました「低公害車普及促進等対策費補助金等」を「車両等購入補助金」に表示変更しております。この変更は、近年の公営バスからの路線移譲、過疎化や少子高齢化等の外部環境の変化に加え、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度が施行されたことに伴い、補助金の計上をより適切かつ明瞭に表示するために行ったものであります。なお、前事業年度の「運行補助金」は946百万円、「車両等購入補助金」は119百万円であります。

(7)追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当該事業年度末要支給額を計上しておりましたが、平成23年5月11日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことに伴い、同総会において同日までの役員退職慰労金については打切り支給することとし、対象役員の退任時に支給されることが決議されました。これにより、役員退職慰労引当金残高を取崩し、打切り支給額の未払分206百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,263百万円
車両	9百万円
土地	3,132百万円
投資有価証券	431百万円
差入保証金	46百万円
計	4,884百万円

担保に係る債務

財団抵当借入金	1,590百万円
長期借入金	330百万円
受入保証金	324百万円
預り金	26百万円
計	2,270百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 25,504百万円

(3) 保証債務

(百万円)

被 保 証 先	保 証 金 額	保 証 債 務 の 内 容
株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル	17	取 引 保 証
計	17	—

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①短期金銭債権	49百万円
②長期金銭債権	7百万円
③短期金銭債務	924百万円
④長期金銭債務	459百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	737百万円
②売上原価	4,964百万円
③営業取引以外の取引高	654百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普 通 株 式	699, 997	5, 435	—	705, 432

(注) 自己株式の普通株式の増加5, 435株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

分譲土地建物	0百万円
賞与引当金	185百万円
未払事業税等	27百万円
退職給付引当金	469百万円
減価償却費	28百万円
株式評価減	120百万円
減損損失	84百万円
その他	210百万円

繰延税金資産小計	1, 126百万円
評価性引当額	△171百万円
繰延税金資産合計	955百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△311百万円
その他有価証券評価差額金	△399百万円
退職給付信託設定益	△403百万円
特別償却準備金	△47百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△1, 167百万円
繰延税金負債の純額	△212百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額
(百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工 具 器 具 備 品	4	2	1	0
車 両	289	275	—	14
ソ フ ト ウ ェ ア	5	2	3	—
合 計	299	280	4	14

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年内 15百万円

1 年超 一百万円

合計 15百万円

リース資産減損勘定期末残高 1百万円

(固定負債 (その他))

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額 699円96銭

② 1株当たり当期純利益 39円02銭

8. その他の注記

(圧縮記帳)

国・兵庫県・姫路市等より受入れた地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金および運輸振興助成金により、建物0百万円、機械装置および工具器具備品1百万円、車両31百万円、ソフトウェア6百万円取得価額を圧縮しております。